لح 閣 題 側側 中 は 聞 は話 きおくに留めた」) 合 いを控えた

元駐カナダ大使・元中国課長 田島高志

Takashi Tajima

鄧小平・ 園田会談同席者の証言

たじま・たかし

1935年生まれ。東京大学教養学部卒 产院大学大学院客員教授、国際教 養大学客員教授等を歴任

冷静に知恵を出して、戦略的互恵関係を維持発展させるべ 念すべき年に当たる。両国は同条約の精神に基づき、 ている。今年は、まさに日中平和友好条約締結35周年の記 日中関係が尖閣問題を巡り、緊張し、異常な事態に直面 く舵の方向を定め直さなければならない。

ず、 せるべく、 は、共に冷静に知恵を出して戦略的互恵関係を維持進展さ で両国関係は緊張し、 った。それが、2010年に続き2012年にも尖閣問 は、その実現を目指し懸命な努力を重ね、 定した協力関係を維持し発展させることは両国のみなら 関係が深化した現在、東アジアの大国である日中両国が安 ることは自然である。とは言っても、 であるが、政治制度も歴史条件も異なり、 流を持つ隣国同士であり、 現に、1972年の日中国交正常化以降40年間、 日中関係が揺れている。 アジアおよび世界にとり緊要であることは論をまたない。 舵の方向を定め直さなければならないと思う。 異常な事態に直面 世界第3位と第2位 日本と中国は、 世界各国 している。 相当な成果もあ 時に問題が起こ 2000年の交 の相互依 の経済大国

てい

た様子が古文書に書かれている由である。

釣

魚島との

中国 の主張には国際法上の無理が

n

は、 の華僑を指すと解される)問題視した」と発言し、 た。 石 たことは全くない。 よび中 土とすることを閣議決定し、 土であるとの ないことを10 は石油と関連して発生したものであることを率直に述べた。 石 連のECAFEが東シナ海の れまでは台湾も中国も尖閣諸島について何の公式発言も 有権を初め 油が Н |本政府 埋 1 -国が、 に国 出るから台湾も米国も 中総理に対して「尖閣について今は話したくな 9 7 2 蔵 間 題 0 表明の 際法上 島 は は 可能性を発表したことに触発され て公式に主張したことが問題の発端である。 年の それぞれ外交部声明を発表し、 国際法上 年 0 借 蕳 1 の無主 も時 地願 885年に日本の民間 経緯を振り つなぜ発生したの H 上記両者の声明は、 中 の 間をかけ いがあったので、 ・国交正常化交渉の際、 物 証 先取 拠はないことを確認 民間· 海底調査を行 返ると、 (筆者注 の法理に基づき、 て慎重に調 人に借用を許可した。 か。 :米国とは米国在住 1971年に台湾お 清国 共に 人から無人島であ H 査 中 尖閣諸島 の領有地では たものであ 1968年国 両国それぞれ 周恩来 1 尖閣 清国 て、 H 969年 本の 総 問題 1 0 0 そ そ 領 8 領 理 ó 領

> 在まで続いている。 施政権が米国に与えられたが、 年から1972年までは米国の信託統治地 界大戦後のサンフランシスコ平和条約に基 領土である」というのが日本政 以来今日まで、 尖閣諸島は日本の領土で その意味で、 日本の領 政府の立 「尖閣諸島は 場 宥 であ 域の 、ある。 ゔ 権 は H 本 貫 部として 1 第2次 . O 9 して 5 古

0

では、 ŋ Ļ 衛地域に入っており、 中 国は、 清 明朝の正 「台湾府の沿革は、 朝の乾隆帝時代に勅命で編纂された『大清 古文書によれば尖閣諸島が明朝 史、 『明史』 領有地であったと主張する。 では、 古くより 台湾は外国扱いされ 荒服 0 地であり 時代に 中 統 玉 7 中 志 の防 お 玉

陸との ば、 位 時には使者が琉球を訪問した。 の双方に頻繁に 国に属していたとは言えない。 れたが、 とは通ぜず 大陸からは台湾よりさらに遠方に離れた尖閣諸島 や様子につい 知見を有 航 路 H の途 本に (中略)、 7 次 朝貢使を派遣し、 属していた」 ては、 の目 13 た 明の天啓時代にはオランダに占 ため、 印 琉球人の として重要であっ 中 との 尖閣諸島は、 琉球は、 玉 側 中 方が頻繁な通行による詳 記 は 国あるい 述が、 琉 球 か ある。 たが つて日本と中 人 は か 琉球と中 H それ その 本か が なら 島 らも 玉

との説がある。 島名も元来琉球人 (八重山島民) 0) 使用した通称であった

支配下にあったとの証拠は見られない 地である」として、 に謝罪と賠償を求めたところ、 上が台湾で殺傷された事件が起こり、 似の主張をも誘発し、 うな理由が認められるならば、 書かれていたとの理由だけでは、 録がある。ましてや台湾より遠方にある尖閣諸島が清 て大混乱になるであろう。 であったとの国際法上の証拠には成り得ない。 中 歯 の古文書や地図 日本側の要求を拒否したという外交記 世界のあちこちで領土紛争が発生し 1870年代に、 清国側 中国以外の他 それらの島が中 にあちこちの は 日本政府が清国 彼の地 日本人30人以 の国を含む類 仮にそのよ 島 は化 国 0) [の領土 名前が 外の 政府 玉 $\overline{\mathcal{O}}$

地域に含まれ、

米国には施政権のみが与えられ

(琉球諸島および大東諸島)

の一部として米国

の信託

受けた「台湾および付属島嶼」には、 れており、 たと主張するが、 下 中国は、 関条約の 尖閣諸島は台湾よりかなりの距離で離 下関条約により日本が清国より割譲を 交渉において尖閣諸 尖閣諸島も含まれ 島が取り上 一げら

年のポツダム宣言で、 国に返還されたとも主張する。 また、 中 玉 は 1 9 尖閣諸島は台湾の付属島嶼として中 4 3 年の しかし、 カイロ宣 第2次世界大戦後 言お よび 1 9 4 5

0 玉

年以前の中国および台湾で出版された諸種の地図では

[の公式の認識を示したものと言えよう。さらに、

1

97

れた記録は

な

組

運

法的 記述はなく、 び澎湖諸島を同平和条約に従い放棄した。 0 宣言およびポツダム宣言には尖閣諸島の領有権を変更する H 本領土は、 確定され、 尖閣諸 1 日本はカイロ宣言に言及された台湾およ 952年のサンフランシスコ平和条約 島 は、 日本が領有権を持 しかし、 つ南 西 力 イ

救助 独裁国家であり、 尖閣諸島、 付『人民日報』に、「琉球群島人民は、 尖閣列島」と明記されている。また、1953年1月 事が贈った公式の感謝状には、「日本帝国沖縄県八重 920年に中国の漁民が尖閣諸島で遭難し、それら漁民を と認識していたことを示す事実が幾つもある。 閣諸島は台湾の付属島嶼ではなく、 動 さらに、注目すべきは、 0 島嶼からなる」との記述がある。 した日本の と題する記事があり、 先島諸宮 石垣島民に対して、 島 同党の機関紙 大東諸 1970年までは中 その解説欄に、 「人民日報」 沖縄諸島 中華民国の 琉球諸島の一 中 米国 国 はは中 「琉球群島は の占領に反対 中 略 長崎駐 ・国共産党の 例えば、 国自身が尖 解 説は、 部である 8 在 111

置 13 中 た中 蕳 0 蕳 国 日本名で尖閣諸島と記してい 0 境線が、 海上に引かれ 台湾を西側に置き、 同諸島を琉球諸 た 尖閣諸島を東側に 島の 部とし

78年鄧小平・園田会談の真相

8年の 主張し、 尖閣問 中 周恩来総理が 玉 自中 の会談記録を見ると、 題については話し合い H 本は、 平和友好条約交渉それぞれの際に 972年の そのような合意はない、 「(尖閣問題について) 今は話 Ħ 中 1972年には、 0 ・国交正常化交渉および 「棚上げ」に合意した、 としてい 日中双方が、 田中総理に したくな 1 9 7



鄧小平中国副首相来日。出迎えの園田直外相(右)とタラップに立つ鄧小平中国副首相。後ろは卓琳夫人(1978年10月22日)(東京・大田区の羽田空港)(写真/時事)

に同席し

た私自身が聞いた内容である。

われ ない 次の世代には知恵があろう」と応えた。これは、 じっくりと双方が受け入れられる方法を見つけ 脇に置いておいてもよい。 い」と述べるとともに、 国政府としてはこの問題で日中間に問題を起こすことは 件であると釈明して落着した経緯がある)を2度と起こさ 政 た中国漁船 りであり、 が 年には、 13 い府は、 「尖閣問題についての日本の立場は閣下のご承 と応えたので、 わ で欲しい」と述べたのに対し、 れの世代には知恵がない。 これは 鄧 小平 の尖閣諸島領海侵犯事件を指す。 -副総理 中 のような事件 央政府の意図 話 が尖閣 し合 「これは数年、 日中条約の精神に基づいて将 13 問題に は (筆者注 したものではなく、 行 次の世代、 わ 触 n 鄧小平副総理は、 なか :その年4月に れたので、 数十年、 つた。 ある その際、 ればよ 百年でも その会談 知の 袁 、はその 偶 \mathbb{H} 9 に起き 発事 غ 7 中 外 中 相 8

ŋ 何 況がそのまま続き、 それを聞きおくに留めた、 す なわち、 不 国と争う余地のある領土問題は存在しないという日 都 合はなく、 尖閣諸 中 国 島を自国領土として実効支配し 側は話し合いを控えたいとし、 中 尖閣 国が問題を起こさない 諸 というのが事実である。 温島は 明 々白 . 々 日 0 本 であれ 領土 て \mathbf{H} 11 \mathbb{H} 本 側 で る 本 偂 は

題ではなかったのである。 本の立場 からは、「棚上げ」に合意するような筋合い の問

きた。これは、 島を実効支配する態様については、 りである。 行う方針をとり、 する事態を避けるために、可能な限り平穏で慎重な管理を 国側に異なる見解があることは認識した。それで、尖閣諸 ただ、日本側は、「棚上げ」に合意はしなかったが、 当時、 建造物の設置や一般人の上陸を制限して 園田外務大臣が国会でも説明した通 中国側との摩擦が発生 中

を挑発している。 よび領海に侵入を繰り返し、 た。さらに、2010年9月に尖閣諸島の領海内で、 に中国公船が何の前触れもなく尖閣諸島の領海に侵入し し合いの申し入れもせず、 012年9月からは、 漁船が故意に日本の海上保安庁監視船に衝突してきた。 的に尖閣諸島を中国領と規定した。次に、 てきた。まず、 「棚上げ」つまり「現状維持」を、中国自身が次々に破っ それに対して、 1992年に中国は領海法を制定し、 中国 中 国側の行動を見ると、 |側は 中 ・国の公船が尖閣諸島の接続水域 いきなり実力行使による現状変 公機が領空を侵犯し、 棚上げ」どころか、正式に話 2008年12月 中国側 日本側 0) 一方 中国 いう 2 お

のであろうかと考えてしまう。

はなく、お互いに平和的な協力関係を維持発展させるため あるいは潜在的な合意があった、などの議論は真の問 ここに見る通り、「棚上げ」の合意があった、なかった、 尖閣をめぐり、 いかなる行動を採ってきたかが真の問

〝現状維持〟を壊した中国の領海法制定

題であろう。

の真意を理解しなかった。 したことによる誤解によるものかもしれないが、 プレスが、購入の措置を「国有化」との言葉を使って報道 れはあらかじめ中国側にも説明してあった。ただ、日本の を避け、友好関係を維持するために採った措置であり、そ ている。しかし、日本政府の行為は、 民間人から購入したことに対し、 中国は、2012年9月に日本政府が尖閣諸島を日本の 強い不満と憤りを表明 中国との摩擦の発生 日本政府

Ļ 政府自身が同島を買い戻し た。そのため、日本政府は、 間市民) 問題の発端は、 しかも船だまりの造成など現状変更の意図を表明し の売却希望に応じて、 2012年4月に尖閣諸 (筆者注: 中国との摩擦回避の目的で、 東京都が購入の方針を発表 同島は元来政府の所 島の 所 有者 (民

更を試みている。

これが中国のいう「平和的発展」

の道な

よる過剰な反応であった。 業の施設を破壊して世界を驚かした。 購入を実施した。 を阻止するための唯一の合法措置として、 表明があった。 納得せず、 した。この日本政府の友好的で善意のある説明を中国 有地であった)、 面目がつぶれたとも伝えられたが、 購入手続き終了の直前に、 しかし、 平穏な管理を継続する方針を採ることに 中国 [側は激烈な対日批判や暴力で日本企 日本政府は東京都による現状変更 それらはすべて誤解に 中国側は、 中国首脳よりも反対 やむを得ず政府 指導者の 側 ば

不満あるなら威圧でなく対話で

う。

求め と思う。むしろ、そうした方が、 は当然それを受けて立つであろう。 章や平和友好条約の精神に完全に反することは明 ことを考えるべきだ。今回のように暴力で反日運動を起こ 義国として、 た情況を早期に抜け出すためには、 中国側から正式に話し合いの申し入れがあれば、 中 たい 実力で相手国の領海を犯して威圧する態度は、 国側から見て、 0 であれば、 日本 側 尖閣諸島の現状に不満があり、 から冷静に話 まず平和的な話し合いで解決を図る 日本は国際社会から評価 し合いを提起してもよい しかし、 日本は成熟した民主主 現在 の緊迫し 日本政府 らかだ。 変更を 国連憲

> 思疎通のパイプをより太くすることが重要な課題だと思 本とは全く逆の解釈で対応していることを示す。 を絶対放置できないと考えた」旨述べた。 日本の実効支配を強化しようとした。 公船が中国漁船に衝突して来たものであり、 近中国の友人は私に対し、 されるであろう。 国内事件』 首相親書を託し、すでにその姿勢を見せてい 扱いをした。 安倍新政権は、 2011年には尖閣を国有化し、 「2010年の事件は、 公明党山 中国 これは中国 はこれらの動き 口代表の訪 しかも日本は 双方の意 日本 る。 が日 中に 最

は非常に危険なことでもある ることであり、 相互信頼と相 今回 0 摩擦 互理解が依然として全く不足している面 の経験を通じて痛感したことは、 まことに残念なことである。 しかも、 Н 中 蕳 それ があ K

代の は、 る でもある。 - 中国は主権と領土保全を守る『自信と能力』を有して 中 と強調 国は、 責任ある大国 かつての帝国主義時代を想起させ、 それを背景に「海洋権益」「海洋強国」 いまや世界第2位の経済大国であり、 ナショナリズムを高揚させてい の言動にはふさわしくない 現在の 世界協 る。 軍事大国 を唱え、 調時

H

は を協力を行ってきた。中国のWTOへの加盟も積極的に支 を協力を行ってきた。中国のWTOへの加盟も積極的に支 を協力を行ってきた。特に日中関係は、現下の国際情 と協力を行ってきた。特に日中関係は、現下の国際情 を協力を行ってきた。特に日中関係は、現下の国際情



び世界の安定と繁栄に貢献する道を選ぶべきである。針を実際上も堅持して、日中平和友好協力関係の発展およる。中国は、軍事力の増強によらず、「平和的発展」の方力の海」の建設を実現すべく日中協議の継続を提案してい持した。東シナ海についても中国と共に「平和、友好、協持した。東シナ海についても中国と共に「平和、友好、協

小異を残して大同につく」

1978年の会談で鄧小平副総理は、園田外相に対して 1978年の会談で 1978年の会談に 1978年の会談で 1978年の会談に 1978年の会談で 1978年の会談に 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談に 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談で 1978年の会談に 1

剣に取り組むことを期待したい。
同国が経験を共有し互いに協力すべき多くの課題にこそ真護、防災復興、金融、貧富の格差是正、少子高齢化等々、日中平和友好条約締結35周年を記念すべき年にも当たる。日中平和友好条約締結35周年を記念すべき年にも当たる。

2013年1月26日記